

平成29年3月13日以降に普通免許を取得した場合、運転できる自動車の車両総重量は3.5トン以下となります。

準中型免許制度の新設(平成29年3月12日施行)

普通免許を取得するために指定自動車教習所を卒業し、学科試験、適性試験を受ける方、運転免許試験場で直接学科試験、適性試験、技能試験を受ける方は、**平成29年3月10日まで**に合格すると、車両総重量5トン以下の自動車を運転することができる運転免許証が交付されます。

平成29年3月10日以前に合格した普通免許で運転できる自動車

車両総重量	<u>5トン未満</u>
最大積載量	<u>3トン未満</u>
乗車定員	10人以下



平成29年3月13日以降に合格した普通免許で運転できる自動車

車両総重量	<u>3.5トン未満</u>
最大積載量	<u>2トン未満</u>
乗車定員	10人以下

ちょっと教えて!!

問1 今、持っている普通免許はどうなるの？

3月10日までに取得した普通免許は、5トン限定準中型免許とみなされ、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満の自動車が運転できます。

問2 自動車学校を卒業しているけれど、3月13日以降、運転免許試験場で学科試験、適性試験に合格したらどうなるの？

車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満の自動車が運転できる普通免許となります。

問3 3月10日までに運転免許試験場で直接学科試験、適性試験、技能試験を受け合格したけれど、取得時講習を受けていない場合はどうなるの？

3月10日までに運転免許試験場に合格している方は、車両総重量5トン未満、最大積載量3t未満の自動車が運転できる5トン限定準中型免許となります。